

＜ 南小国町就学援助制度について ＞

（保護者の方へ南小国町教育委員会からのお知らせ）

南小国町教育委員会では、小・中学校において義務教育が円滑に実施されることを目的として就学援助制度を設けています。

1 就学援助とは

経済的に生活が困窮している世帯で、義務教育の就学が困難である児童・生徒の保護者に対して、必要な学用品などの費用の一部を援助します。

2 生活が困窮している世帯とは

生活保護法に定める要保護世帯（生活保護）と同じ程度に困窮している世帯のことになり、下記の要件に該当する方が対象者となります。前年中の収入（所得）などを基に教育委員会で認定します。

- （1）生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。
- （2）町民税が非課税である。
- （3）町民税の減免、又は個人事業税・固定資産税の減免を受けている。
- （4）国民年金の掛金の減免を受けている。
- （5）国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている。
- （6）児童扶養手当の支給を受けている。
- （7）生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている。
- （8）日雇い労働被保険者手帳を所持している。
- （9）上記（1）から（8）以外の理由で経済的に困窮している。

3 援助費の種類について

援助費の種類となるものは次のとおりです。

- 新入学児童生徒学用品費（小・中学校1年生のみ） ●学用品等費（全学年）
- 学校給食費（全学年） ●修学旅行費（該当学年のみ）

4 援助対象者について

南小国町に住所を有する小・中学校の児童・生徒の保護者であり、提出された書類を基に教育委員会において審査を行い、認定された方になります。なお、前年度に就学援助を受けている方で引き続き希望される方も申請が必要になります。申し込まれた方が全て認定されるとは限りません。

認定の結果は7月上旬（予定）に連絡します。

5 申請に必要なもの（よくお読みください）

- 「就学援助費受給資格認定申請書」（学校に準備しています）

就学援助を希望される方は、学校に準備している申請書を受け取り、必要事項を記入の上、5月2日（木）までに学校へ提出してください。子どもさんが小・中学校両方にいる場合には、どちらかひとつの学校へ申請書を提出してください。

家族の状況は同居している方すべて記入願います（世帯が分かれていても一緒に住んでいる場合は記入の対象となります。）。不明な点は教育委員会にお問い合わせ下さい。

保護者記入欄は学校に連絡している保護者名を記入してください。

- 申請書提出後、その他書類が必要となった際には、教育委員会から直接連絡をします。

6 他制度との関係について（給食費納入との兼ね合い）

令和3年度から給食費の会計方式の変更により、給食費の納入方法が、原則として口座振替による月額納入となります。就学援助制度の認定が7月上旬を予定している為、認定月以前に納期限がある給食費は納入をお願いします。認定後につきましては教育委員会の担当より個別にご連絡させていただきます。（※令和6年度から納期月が6月・10月・2月に変更になります。詳細は給食費について別途、お知らせ予定です。）

また、給食費の口座振替について「南小国町町税等口座振替依頼書」を提出していない方は、各金融機関への提出をお願いします。

7 問い合わせ

各小・中学校（事務担当者）又は、南小国町教育委員会（42-0047）へ。